<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称		名称	水洗便所への改造命令	
処	分	権	者	町長
根	拠	規	定	下水道法第 11 条の 3 第 3 項・第 4 項

基準	準 規	定	下水道法第 11 条の 3 第 3 項・第 4 項
処ろ	計	準	■設定 □未設定 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者が、下水の 処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に 連結されたものに限る。)に改造しない場合には、相当の期間を定めて、当該くみ取 便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる(期限後に違反に係る建築 物の所有権を取得した者についても同様)。ただし、当該建築物が近く除却され、又 は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難 な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当 の理由があると認められる場合は、この限りでない。
参え	考	料	
聴聞	• 弁明 ·	手続	
備		考	
設	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	特定施設の設置計画の廃止命令等
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 12 条の 5

<処分基準/聴聞・弁	+明于杭/
基準規定	下水道法第12条の5 下水道法施行令第9条の4、第9条の5 美郷町下水道条例第9条
処 分 基 準	 ■設定 □未設定 1. 特定施設の設置又は構造等の変更の届出を行った者が、当該届出内容の変更等の指導に従わず、当初の計画のままでは特定事業場から排除される下水の水質を直罰対象基準(下水道法第12条の2第1項の規定により下水道法施行令第9条の4で定める基準又は同法第12条の2第3項の規定により美郷町下水道条例第9条で定める基準をいう。次項において同じ。)に適合させることができないと認められるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理方法に関する計画を変更するよう命ずる。 2. 前項による計画の変更命令によっては特定事業場から排除される下水の水質を直罰対象基準に適合させることが著しく困難であると認められるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の設置又は構造等に関する計画の廃止を命ずる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	特定事業場に対する事故時の応急措置命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 12 条の 9 第 2 項

				下水道法第12条の9第1項・第2項
基	準	規	定	下水道法施行令第9条の8、第9条の9
-	•		. –	I WASTERWALL IN NO A NOVA OF AND A NOVA O
				■設定 □未設定
				公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が
				水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに水質汚濁
				防止法施行令第3条の4各号に掲げる油を含む下水が当該特定事業場から排出さ
				れ、公共下水道に流入する事故が発生したとき(下水道法施行令第9条の9に定め
				る場合を除く。)に、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置
-			•#	を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを
処	分	基	準	命ずることができる。
参	考	資	料	
-	•			
	_			
聴聞] • ź	中明月	戶続	
	_			
1-11-			<u>.+.</u>	
備			考	
	_			
			_	T. Don to to Hotel
設	5	定	日	平成 27 年 10 月 31 日
<u> </u>				

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	施設損傷者への工事費用負担命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 18 条

基準規定	下水道法第 18 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する 工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者 にその全部又は一部を負担させることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	汚濁原因者への費用負担命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 18 条の 2

<処分基準/聴聞・弁	幹明手続>
基準規定	下水道法第 18 条の 2 下水道法施行令第 10 条の 2
処 分 基 準	■設定 □未設定 1 公共下水道管理者が特定賦課金(公害健康被害の補償等に関する法律第62条第1項の規定による特定賦課金)を徴収された場合においては、当該特定賦課金に係る指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に対し当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。 2 特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	改築工事原因者への費用負担命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 19 条

基準規定	下水道法第 19 条 下水道法施行令第 11 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 1.公共下水道管理者は、下水道法施行令第11条に規定する下記に掲げる方法で算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。 2.下水道法施行令第11条の規定排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠(取付管渠を除く。)の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量(合流式の公共下水道にあっては、そのうち汚水に係る部分)に5分の1を乗じて計算する。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	特定施設の設置計画の廃止命令等(流域下水道)(第 12 条の 5 準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 25 条の 18 第 1 項

				下水道法第 12 条の 5
基	準	規	定	下水道法施行令第9条の4、第9条の5
				美郷町下水道条例第9条
				■設定 □未設定
処	分	基	準	流域下水道管理者は、法第25条の18が準用する法第12条の3第1項の規定による特定施設の設置の届出又は第12条の4の規定による特定施設の構造等の変更の届出があった場合において、当該特定事業場から流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に排除される下水の水質が流域下水道への排出口において下水道法施行令第9条の4第1項で定める基準又は同条第3項の規定により美郷町下水道条例第9条で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(法第25条の18が準用する第12条の4の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は法第25条の18が準用する法第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
参	考	資	料	
聴聞・弁明手続		手続		
備			考	
設	5	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	施設損傷者への工事費用負担命令(流域下水道)(第 18 条準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 25 条の 18 第 1 項

基準規定	下水道法第 18 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 流域下水道管理者は、流域下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた流域下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	汚濁原因者への工事費用負担命令(流域下水道)(第 18 条の 2 準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 25 条の 10 第 1 項

<処分基準/聴聞・弁明手続> 		
基準規定	下水道法第 18 条の 2 下水道法施行令第 10 条の 2	
処 分 基 準	■設定 □未設定 (1) 流域下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第62 条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる(法第25条の10が準用する第18条の2)。 (2) 特定施設の設置者に負担させる汚濁原因者負担金の額は、流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする(下水道法施行令第10条の2)。	
参考資料		
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外	
備考		
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日	

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	施設損傷者への工事費用負担命令(都市下水路)(第 18 条準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 31 条

基準規定	下水道法第 18 条、第 31 条
処 分 基 準	■設定 □未設定 都市下水路の施設を損傷した行為により必要を生じた都市下水路の施設に関する 工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者 にその全部又は一部を負担させることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	下水の排除の停止命令等
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 37 条の 2

根 	拠	規	定	下水道法第 37 条の 2
<処分	基準	三/职	樹・:	
基	準	規	定	下水道法第 37 条の 2 下水道施行令第 9 条の 4 美郷町下水道条例第 9 条
処	分	基	準	■設定 □未設定 1. 使用者が指導に対して適切な対応を行わずに、直罰基準(下水道法第12条の2第1項の規定により下水道法施行令第9条の4で定める基準又は同法第12条の2第3項の規定により美郷町下水道条例第9条で定める基準をいう。以下同じ。)に適合しない下水を特定事業場から公共下水道へ排除した場合又は排除するおそれがある場合は、同法第37条の2の規定によりその使用者に対し期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設から排出される汚水の処理方法の改善を命令する。 2. 使用者が次のいずれかに該当する場合は、その使用者に対し期限を定めで特定施設の使用又は公共下水道への下水排除の停止を命令する。 (1) 前項により改善を命じられた場合で改善が終了するまでの間、排除する下水を当該命令によっても直罰基準に適合させることが困難であるとき。 (2) 排除する下水が公共下水道からの放流水の水質を悪化させ、その水質を法第8条に規定する技術上の基準に適合させるための緊急性があるとき。 3. 前項の停止期間は、直罰基準を遵守できるまでの期間とする。ただし、排水停止の必要がなくなったと認められるときは、停止期間中であっても速やかに排水の停止を解除する。
参	考	資	料	
聴問	聞・弁	针明引	手続	
備			考	
設	5	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 38 条第 1 項

基準規定	下水道法第 38 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 1. 使用者が指導に対して適切な対応を行わずに除害施設設置基準に適合しない下水を公共下水道へ排除した場合は、下水道法第38条第1項の規定により当該使用者に汚水を排出する施設の構造、施設の使用の方法若しくは除害施設の処理の方法について改善を命令する。 2. 下水を継続して排除する使用者が次のいずれかに該当する場合は、下水道法第38条第1項の規定により当該使用者に対し期限を定めて公共下水道への下水の排除の停止を命令する。 (1) 前項により改善を命じられた場合で改善を終了するまでの間、排除する下水を当該命令によっても除害施設設置基準に適合させることが困難であるとき。 (2) 排除する下水が公共下水道の機能を阻害し、又は公共下水道の施設を損傷し、公共下水道の保全のための緊急性があるとき。 (3) 排除する下水が公共下水道からの放流水の水質を悪化させ、その水質を下水道法第8条に規定する技術上の基準に適合させるための緊急性があるとき。 3. 前項の停止期間は、除害施設設置基準を遵守できるまでの期間とする。ただし、排水停止の必要がなくなったと認められるときは、停止期間中であっても速やかに排水の停止を解除する。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 38 条第 2 項

基準規定	下水道法第 38 条第 2 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 1. 公共下水道管理者は、次のいずれかに該当する場合においては、下水道法の規定による許可又は承認を受けた者に対し、同法第38条第1項による処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) その他公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 2. 前項(3) に掲げる「公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、町が緊急に使用する必要が生じた場合等すでに許可又は承認を得た者が利用するよりも公益上の必要性を優先させるべきと判断された場合を指す。ただし、公共下水道管理者の必要に基づいて一方的に既得の権利を侵害されること及び下水道法第38条第2項の規定により、被処分者が通常受けるべき損失を補償しなければならないことから、その判断に当たっては真に必要と判断されるものに限り行うこととする。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	補償金の原因者に対する負担命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	下水道法第 38 条第 6 項

基準規定	下水道法第 38 条第 6 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、下水道法第 38 条第 2 項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償した場合において、当該補償の原因となつた損失が、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日